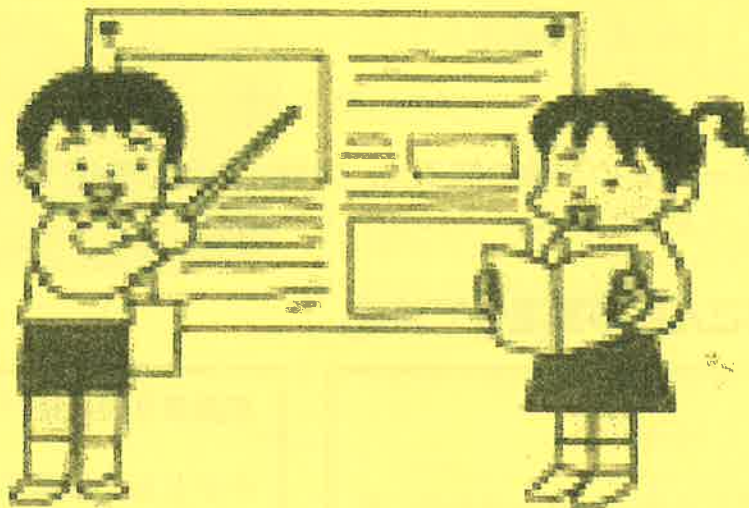


# 子ども安全会に入ろう

## 那覇市子連



★ジュニアの活動支援

★育成者研修

★ボランティア活動

★交流事業

**那覇市子ども会育成連絡協議会**

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号(なは市民協働プラザ内)

TEL/FAX 098-869-6887(10:00~13:00)



# 那覇市子ども会育成連絡協議会

**那覇市子連**は、1978年7月に那覇市の単位子ども会と賛同者をもって発足しました。

単位子ども会の活性化を、目的とし、その活動の目指すところは、『子ども達の手による子ども会』の育成にあり、子ども達が生まれ育った場を「ふるさと」とする、ふるさとづくりである。

又、リーダー研修や県内外の子ども達の交流事業・活動発表の機会や情報を、提供し、資質向上を図り、同時に「育成会のあり方」「ジュニアリーダーの養成」「シニアリーダーのあり方」「指導者の養成」等も行う助言助力の団体です。

## 市子連の活動目標

1. 市子連への加入を推進する。
  - ①人材活用を図る。
  - ②安全教育 K (危険) Y (予知) T (トレーニング) の普及を図る。
2. 子ども会結成への推進をする。
3. ジュニアリーダークラブの活動を支援する。

※ジュニア・リーダーの活動の様子は、学校への活動報告を通して、子ども達が等しく評価されるように務めている。

## 那覇市子連はこんな事業をしています。

### リーダー研修 (小4-6)

毎年夏休み前に子ども会リーダーさんを、育てる目的で、1泊研修を行う。

### 那覇祭り前夜祭パレード出演 (エイサー)

各子ども会に募集をかけ、国際通りを埋め尽くす程の総勢 150 余名で伝統芸能エイサーを披露

### ジュニアリーダー研修 (中1~高3)

子ども達の指導と育成者とのパイプ役として育成する、養成講座を5月から開始。(7回予定)

### 育成者研修会

各子ども会で活躍している育成者・指導者の研修を行う、情報交歓等。

### 派遣事業

「体験の風」実行委員会企画の遊びリンピック・とかしきキッズフェスタにジュニアリーダー派遣

### 交流事業

- ・ 静岡県・茨城県・北海道・東北 (4件) の遊 YOU 塾交流会 (エイサー団体)



# 那覇市ジュニアリーダー育成支援

子ども会経験のリーダー及び、那覇市内に住む中学生・高校生で構成活動している、ジュニア・リーダーの育成を図り、多くの研修を受講し自己啓発を促し、子ども達の指導や、子ども達と育成者のパイプ役としてあたる事を趣旨とし、市子連は育成支援する。

支援の元「ジュニアリーダークラブ“フレンドリー”」として活動する。

## 学習活動

那覇市子ども会育成連絡協議会主催による、ジュニアリーダー養成講座を受講する。

- ・ 5月及び6月頃 研修
- ・ 7月インリーダー研修会

毎月（2回）第3土曜日と必要な日をジュニアリーダー（フレンドリー）勉強会  
集団活動の意義と目的・役割・心得・安全教育（KYT）行事計画の立案等『理論と実践』を7回にわたり研修する。



ジュニア・リーダーの役割



## ボランティア活動

- なは教育の日・子どもフェスタ in なは
- ・ 赤い羽根共同募金街頭活動
- ・ 地域クリーン活動
- その他必要に応じての街頭活動・ボランティア



## 交流活動

- ・ 北海道・東北・静岡遊 You 塾エイサー交流（年7件）
- ・ 県内外ジュニア・リーダーとの交流会
- ・ 県や市からの依頼による交流会

## 市子連事業へのスタッフ協力

- ・ インリーダー研修
- ・ 那覇祭り前夜祭パレード
- ・ その他

## 派遣事業

- ・ 危険予知トレーニング講師として派遣
- ・ 小学校や自治会子ども会にレク指導として派遣
- ・ 那覇市少年の船 班長派遣
- ・ 県少年の翼 班長派遣
- ・ 市内公立公民館事業へ班長として派遣
- ・ 「体験の風をふかそう」実行委員会へ体験汪舳の派遣

那覇市子ども会育成連絡協議会  
那覇市銘苅2-3-1（なは市民協働プラザ3階）

TEL 869-68〇〇



## 市子連加入方法

所定の申込書に必要事項を記入し那覇市子連に申し込む。

申込書 は (社) 全国子ども会からダウンロードできます

<http://www.kodomo-kai.or.jp> e-mail [info@kodomo-kai.or.jp](mailto:info@kodomo-kai.or.jp)

※詳しくは那覇市子ども会育成連絡協議会までお問い合わせください

## 会 費

会費は年間 1人 400円 です。

加入対象 (0歳～・小・中・高校生・育成会員も同じ)

就学前3年以下の会員保護者同伴

## 安全会・給付される見舞金

### ① 見舞金

保険医療総額の30%、ただし、日数制限と見舞金支給限度額を設ける

1) 日数制限：被害を受けた日より180日を限度とする

2) 見舞金支給限度額

・ 下限制限：1,000円以下の場合支給しない

・ 上限制限：500,000円を越える場合は500,000円を限度として支給する

### ② 死亡見舞金

全子連から6,000,000円：被害を受けてから180日以内の死亡

③ 賠償責任保険及び後遺障害に関しては、全国子ども会安全会細則（第7条・14条）にて対応する

## 安全会・見舞金支給の範囲

会員でありかつ、子ども会の育成者の管理下における活動中に生じた事故

① 事業計画（報告必須）に基づく活動が進められ、子ども25人以内に対し1人以上の指導者（20歳以上）・育成会員の管理下にあった場合

② 指定の集合・解散場所と、会員の住所との通常の経路を往復する途中の場合

③ 指導者または育成会員があらかじめ定められた事業計画を推進するために必要な調査活動及び往復途中

④ 指導者又は育成会員が子ども会活動進行上必要な研修会・会議に参加した場合

## 賠償責任保険

★会員が前記の各号に該当する活動中に、会員以外の第三者に与えた事故（活動場所において）ただし、往復途中を除く

加入対象者	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	生涯保険金額			賠償責任保険 (免責5,000円)
			死亡	後遺障害	入院・通院	
就学前3年以上 (会員保護者同伴) 小・中・高・ 育成者	事業計画に基づく 育成者の管理下に ある活動	400円	600万円	7万～600万	医療額の30% (被害を受けた日から180 日を限度とする)	身体→1億(1名) 1事故につき 身体→5億 財物→200万円